

第3章

土地権利取得と在来制度

はじめに

土地は農業生産に不可欠な生産要素である。本書が援用するRural Livelihoods Approachの枠組みに沿っていえば、土地は農村世帯の生計を構成する基本的な資産 (assets) のひとつであり、土地権利の取得は農村世帯がその生計を組み立てるうえできわめて重要である。またマラウイの農村における土地権利は、市場取引を通じて獲得されるものではなく、地域独自のインフォーマルな諸制度にもとづいて獲得される。本章では、世帯の重要な資産としての土地の保有状況を明らかにするとともに、その資産へのアクセスを可能にする基本原理である在来土地制度と相続制度を検討する。

マラウイの在来土地制度は母系制または父系制をとる各エスニックグループの相続制度と相互に関連している。しかしこれら制度の基本原理は決して固定的で硬直的なものではなく、また現実の土地の贈与相続に際してこの基本原理が常に踏襲されているとは限らない。たとえば在来土地制度は、さまざまな主体からの権利要求や農村社会内の権力関係、および農村を取り巻く社会経済状況の変化（人口増加や政策変化など）の影響を受けて常に変化する（Berry [1988], 高根 [1999]）。また母系制と父系制の原理は対照的な特徴を有しているが、それぞれを固定的な社会制度ととらえて両者の対比をことさら強調したり、型にはまった母系・父系原理で対象社会を解釈したりすることは、複雑な現実社会を過度に単純化してしまう危険をはらむ。母系、父系の原理原則はあくまで「原則」であって、Phiri [1983: 258] の言葉を借りればそれらは「理想型」(an ideal construct) にすぎない。したがって過去にお

いても現代においても、現実社会でこの制度が完全に踏襲されるとは限らない (Chimhowu and Woodhouse [2006])。また現代社会で母系原理から逸脱した相続の事例や居住パターンが観察されたからといって、そのことがすぐに母系原理の消滅や父系原理への移行を意味するとも限らない (Guyer [1981], Brantley [1997])。重要なのはこれら諸制度の単純化された原理原則を農村社会にあてはめるのではなく、個々の農村住民がおかれた多様な状況のもとで、在来諸制度がどのように現実に運用されているかを明らかにすることである。以下では調査村における在来土地制度と贈与・相続の具体的な事例を分析することにより、変化する外的状況や農民個々人の個別事情に応じて、在来土地制度が時には柔軟に、時には厳格に運用されながら存在している実態を明らかにする。同時に、それぞれの村の在来制度の文脈のなかで、個々の住民がどのように土地権利を取得し、その権利を確保する方策を採っているのかについても詳述する。

第1節 マラウイの土地制度⁽³⁴⁾

マラウイの土地は、国有地 (public land)、私有地 (private land)、および慣習法下の土地 (customary land) の3種類に分類される。このうち小農が農業生産で利用するのは慣習法下の土地であり、この土地はマラウイ全土の69%を占める (Government of Malaw[2001])。慣習法下の土地は「伝統領 (Traditional Authority: TA)」と呼ばれる地域に属する共同体全体に帰属し、各伝統領の慣習土地法に支配されている。各伝統領の首長 (chiefまたはTA⁽³⁵⁾、以下「伝統首長」と記す) は共同体全体を代表して伝統領内の土地を管理する。

慣習法下にある土地の実際の配分は、伝統首長から委任を受けた各村長 (village head) によっておこなわれる。土地は村元来の居住者およびその親族に優先的に配分されるが、未利用地が豊富にある場合には村民と親族関係のない新規移入者にも配分される。いずれの場合も、土地を得ようとするもの

は村長の許可を得る必要があり、また土地配分に際しては村長に謝礼（現金または現物）が贈られる場合もある。なお土地は原理的に共同体全体に帰属しているため、配分された土地を売買によって他者に移譲することは通常許されない（Kishindo [1997, 2004]）。ただし後述するように、実際には村長および伝統首長の許可を得たうえで土地の売買がおこなわれている地域もある。

村長から配分を受けた土地は、贈与または相続³⁶⁾によって子孫に半永久的に継承される。土地の生前贈与がおこなわれるのは、(1)息子や娘が成人して独立した農業経営をおこなえる年齢になった場合、(2)結婚して新たな世帯を形成した場合、(3)未婚のままでも子供が生まれた場合などである。これらの場合、土地を贈与する側の人物は親や祖父母が多い³⁷⁾。一方土地の死後相続の場合は、親族の年長者を中心とした話し合いによって、親族の誰に土地を配分するかが決められる。贈与、相続いずれの場合においても、生順（長子が末子かなど）による優先順位はない。ただし通常は、村内に居住する者が村外に居住する者より優先される。なお親族集団全員が死亡した場合や、親族全体が村外に移住して土地が利用されなくなった場合、当該土地は共同体たる村全体に返還され、村長が必要に応じて他者に再配分する。

土地の贈与・相続に関する社会制度には母系相続と父系相続³⁸⁾の2種類がある。母系制のもとでは子供は母方の親族に属し、父系制の場合は父方に属する。このうち母系制はマラウイ中部および南部に居住するエスニックグループ³⁹⁾に多くみられ、父系制はマラウイ北部に居住するエスニックグループに多くみられる（エスニックグループの分布については図3-1を参照のこと⁴⁰⁾）。土地の相続における母系制と父系制は、以下のように婚姻にかかわる居住制度とも連動しており、土地への権利を通じて農村住民の生計全体と密接にかかわっている。

マラウイで母系制をとる諸社会では、妻方居住婚がおこなわれている場合が多い。妻方居住婚の場合、結婚に際して男性は妻の村に居住地を移し、農業生産も妻の土地を使っておこなう。妻が保有する土地の贈与・相続に関して夫は決定権をもたず、夫が離婚によって妻の村を離れる場合はそこの土

地耕作権も失う。つまりこの制度のもとでは、妻の村における夫の土地耕作権は婚姻関係の継続を前提とした限定的なものである⁽⁴¹⁾。また土地の贈与、相続は母系ラインを通じて移譲される。一般に母系制社会では地位や財産は母方オジから姉妹の子供に相続されるが、マラウイの母系社会における土地の贈与、相続では母から娘に土地移譲がおこなわれることが多い (Peters [1997], Kishindo [2004])。この背景には、妻方居住婚によって男性の母系親族構成員が村外に婚出することに加え、20世紀初頭以降に大量の男性労働力が周辺国への出稼ぎのために流出した影響で、母系親族内における男性構成員の影響力が弱まった事実があると考えられる (Phiri [1983])。

他方、マラウイ国内で父系制をとる社会では、土地は父系ラインを通じて主に父から息子に分割して移譲される。また婚姻制度についても、妻が夫方の村に移動する夫方居住婚がおこなわれている。結婚後の妻は夫の村で夫の土地を耕作するが、離婚に際して妻は夫の村での土地権利を失う。またマラウイで父系制をとっているンゴ二人やトゥンブーカ人の社会においては、婚姻が正式なものと認められるためには、夫は妻方の親族に婚資 (現金またはウシ) を支払う必要がある⁽⁴²⁾。婚資が支払われた結婚の場合、たとえ夫が死亡しても寡婦となった妻は子供とともに夫の村にとどまって夫の土地を耕作し続けることができる。また婚資が支払われた結婚の後に離婚となった場合、子供は夫側にとどまり、妻側は支払われた婚資を夫側に返済する必要がある (Read [1956])。ただし近年では婚資を支払わない結婚も多く、その場合には離婚に際して子供を妻が引き取って妻の母村に連れ帰る場合もある。

妻方居住婚、夫方居住婚いずれの場合においても、いったん婚出した人物が離婚や死別などの理由で母村に再び戻った場合、土地に余裕があれば親族からその一部を譲り受けることができる。しかし土地不足が深刻になっている現代マラウイでは、このような「出戻り」の人物が母村で土地を獲得することには困難がともなう。そのため、婚出先からの帰村が土地をめぐる親族間の抗争の原因となる場合がある (Kishindo [1997], Peters [2002])。

第2節 調査村における土地制度の実態

前節で提示したような「理想型」としての在来土地制度と相続制度の基本原理は、実際の土地の贈与、相続においてどの程度踏襲されているのであろうか。以下ではこの点を明らかにするため、調査村を4つのタイプ（母系、父系、母系と父系の混合、移住村）に分け、それぞれの調査村における土地の贈与、相続の具体例を検討する。注目するのは、各村における土地の稀少度および相続制度の相違と、農民の土地取得および土地確保の方法との相互関係である。なお調査村における村別の土地取得方法と取得源の集計は、表3-1に示したとおりである。

1. 母系制下の土地権利 カチャンバ村とホロ村

調査村6カ村のうちカチャンバ村とホロ村は母系制をとるエスニックグループの村民で形成されており、村民の大多数は母系親族からの贈与、相続によって土地を取得している（表3-1）。しかし両村では、母系相続にもとづく土地の贈与、相続が踏襲されていない事例も数多くみいだされる。またその一方で、母系相続原理が土地を確保するための権利要求の根拠として現出する場合もある。母系相続原理をめぐるこのような一見矛盾する状況の背景には両村における土地不足の進行がある。以下では両村における土地制度の実態を村民の土地取得方法に注目して明らかにする。

(1) カチャンバ村

カチャンバ村はマヴウェレ(Mavwere)伝統領内に位置する。カチャンバ村を開村したのは、隣接するムロニエニ(Mlonyeni)伝統領の村から1953年に移住してきたチェワ人の母系親族の一団であった。この一団を率いた男性（調査時も生存しており村長を務めていた）はカチャンバ村開村前に北ローデシ

ア(現ザンビア)で働いて金を貯め、この地域を統治する伝統首長から現在のカチャンバ村一帯の土地を取得した。カチャンバ村に最初に移住したのはこの村長と彼の3人の姉妹、およびその子供たちであった。調査時のカチャンバ村の住人のほとんどは、この移住第1世代の村民の子孫である(図3-2)。

カチャンバ村で土地を保有しているのは30世帯(97%)で、世帯あたりの平均土地保有面積は0.88ヘクタール、借り入れた土地を含む総作付面積の平均は1.10ヘクタールである。作付面積の分布を示した表3-2にみるように、全世帯の27%は0.5ヘクタール未満の狭小な土地しか耕作していない。村長によれば、開村後しばらくは未利用地が豊富に存在していたが、その後は耕作可能な土地がほとんど開墾し尽くされ、また次世代に土地が移譲される際に土地が分割されるため、1人あたりの保有面積は縮小しているという。土地取得の方法には生前贈与、死後相続、購買があり、このほかに土地賃貸もおこなわれている(表3-1)。世帯のなかで誰が土地保有者であるかをみた場合、男性のみの場合が15例ともっとも多く、次いで女性のみの場合(11例)、男女両方(夫婦ともに保有)の場合(4例)となっている⁽⁴³⁾。

カチャンバ村の住民のほとんどはチェワ人である。チェワ社会は母系制をとっており、土地などの資産は母系ラインを通じ主に母から娘に相続される(Mkandawire [1992], Kishindo [1997])。実際のカチャンバ村の住民の土地取得源をみると(表3-1)、贈与、相続の総事例数32のうち母系ラインを通じた土地の取得が22事例あり、土地取得源は母系親族が主であることがわかる。その一方で母から娘への贈与、相続は5例にすぎず、必ずしも母から娘への土地相続が一般的とはいえない。さらには女性ではなく男性が母から土地贈与を受けた例が10例あり、また母系ラインではなく父から娘、息子に土地が移譲された例⁽⁴⁴⁾も10例ある。このうち5例は初代土地取得者の村長からの移譲であるので、これを例外と考えても、全事例の16%は父から子への土地移譲である。これらの事実から、母系原理にもとづく土地移譲というチェワ社会の相続原則はすべての事例に適用されているわけではないといえる。

在来制度にもとづかない上記のような事例は婚姻時の居住制度にもみられ

表3 - 1 標本世帯の土地の

調査村	カチャンバ村			ペロ村			ホロ村			
村民のエスニックグループと相続制度	チェワ人(母系相続)			混在			ロムウエ人(母)			
標本世帯数	31			30			32			
取得方法	母系・父系	取得源	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
生前贈与	母系	母	10	5	15	1	1	2	10	13
		母方オジ	0	0	0	1	0	1	0	1
		母方祖母	0	3	3	0	0	0	3	4
		同母キョウダイ	0	1	1	2	0	2	0	0
		母方オバ	0	0	0	0	0	0	1	0
	母系合計		10	9	19	4	1	5	14	18
	父系	父	8	2	10	3	4	7	1	5
		父方オジ	0	0	0	0	0	0	0	0
		同父キョウダイ	0	0	0	0	0	0	0	0
	父系合計		8	2	10	3	4	7	1	5
	その他	夫	0	0	0	0	1	1	0	0
		母方祖父	0	0	0	0	1	1	0	0
		継母	0	0	0	0	0	0	0	1
		母方祖父の兄弟	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他合計		0	0	0	0	2	2	0
生前贈与計		18	11	29	7	7	14	15	24	
死後相続	母系	母	0	0	0	0	0	0	0	2
		母方オバ	0	1	1	0	0	0	0	0
		母方祖母	0	0	0	0	0	0	0	0
		母方祖母の姉妹	0	1	1	0	0	0	0	0
		母方祖母の姉妹の娘	1	0	1	0	0	0	0	0
	母系合計		1	2	3	0	0	0	0	2
	父系	父	0	0	0	0	0	0	2	1
その他	夫	0	0	0	0	2	2	0	0	
死後相続計		1	2	3	0	2	2	2	3	
母系の贈与・相続合計		11	11	22	4	1	5	14	20	
父系の贈与・相続合計		8	2	10	3	4	7	3	6	
その他の贈与・相続合計		0	0	0	0	4	4	0	1	
贈与・相続以外	村長による配分	0	0	0	14	4	18	0	0	
	購買	3	0	3	0	0	0	1	0	
贈与・相続以外の合計		3	0	3	14	4	18	1	0	
全体計		22	13	35	21	13	34	18	27	
土地貸借	賃借	5	1	6	0	0	0	0	1	
	無償の一時借り	4	0	4	5	1	6	1	0	
土地貸借計		9	1	10	5	1	6	1	1	

(出所) 筆者調査(2004年8月~10月, 2005年5月~9月) データから作成。

(注) (1) カチャンバ村の数値には、開村時の最初の移住者の事例は含まれていない。

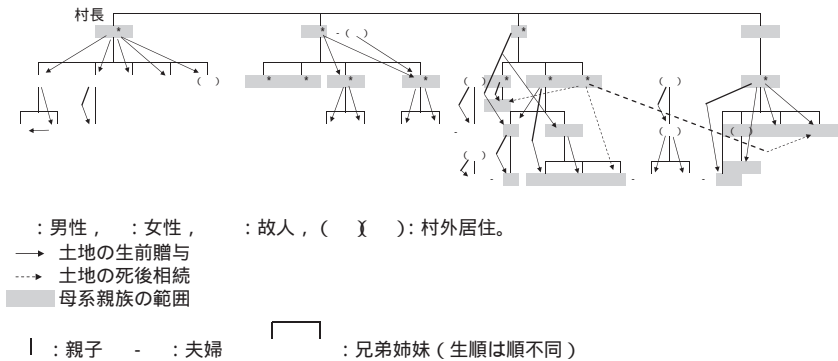
(2) 複数の取得源, 取得方法で土地を得ている世帯があるため, 取得方法の合計は標本世帯数

取得方法と取得源（事例数）

系相続)	ボンゴロロ村			ムラワ村			ムピラ村			調査村全体		
	トゥンブーカ人(父系相続)			ンゴニ人(父系相続)			混在					
	33			28			32			186		
合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
23	0	1	1	0	0	0	0	2	2	21	22	43
1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	3	2	5
7	0	0	0	1	0	1	2	0	2	6	7	13
0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	1	4
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
32	0	2	2	2	0	2	4	2	6	34	32	66
6	14	2	16	21	1	22	10	3	13	57	17	74
0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	1	1	2	0	1	1	0	0	0	1	2	3
6	15	4	19	21	2	23	10	3	13	58	20	78
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	1	3
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
1	1	0	1	0	0	0	1	1	2	2	4	6
39	16	6	22	23	2	25	15	6	21	94	56	150
2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	5	6
3	2	2	4	0	0	0	1	0	1	5	3	8
0	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0	10	10
5	2	6	8	0	3	3	1	2	3	6	18	24
34	0	3	3	2	0	2	4	2	6	35	37	72
9	17	6	23	21	2	23	11	3	14	63	23	86
1	1	3	4	0	3	3	1	3	4	2	14	16
0	2	0	2	0	0	0	6	0	6	22	4	26
1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	6	0	6
1	2	0	2	0	0	0	8	0	8	28	4	32
45	20	12	32	23	5	28	24	8	32	128	78	206
1	7	0	7	0	0	0	2	0	2	14	2	16
1	7	2	9	1	1	2	2	0	2	20	4	24
2	14	2	16	1	1	2	4	0	4	34	6	40

と一致しない。

図3 - 2 カチャンバ村の土地移譲経路



(出所) 筆者調査 (2004年8月～10月, 2005年5月～9月) データから作成。

(注) 村長は1953年の開村時, *印のついている親族とともにカチャンバ村に移住し, そのうち成人している人物に土地を配分した。

表3 - 2 標本世帯の作付面積の分布

(%)

作付面積	カチャンバ村	ベロ村	ホロ村	ボンゴロロ村	ムラワ村	ムピラ村	調査村全体
	n=31	n=30	n=32	n=33	n=28	n=32	n=186
なし	0	0	0	0	0	0	0
0.5ヘクタール未満	26	7	50	27	29	22	27
0.5～1ヘクタール	39	17	38	48	14	41	33
1～1.5ヘクタール	19	27	6	15	29	25	20
1.5～2ヘクタール	10	27	6	6	18	6	12
2ヘクタール以上	6	23	0	3	11	6	8
合計	100	100	100	100	100	100	100

(出所) 筆者調査 (2004年8月～10月, 2005年5月～9月) データから作成。

る。チェワ社会では妻方居住婚⁽⁴⁵⁾が一般的で, 夫は妻の村で妻の土地を耕作する (Phiri [1983], Kishindo [1997], Mkandawire [1984])。しかしカチャンバ村の実態をみると, 婚姻時に妻が夫の村に移住する夫方居住婚の事例数 (16 事例) が, 妻方居住婚の事例数 (5 事例) を大きく上回っている。カチャンバ村の男性は, 結婚前にすでに土地を取得して農業生産をおこなっていた場合, 婚姻後も村にとどまる場合が多い。

このように土地の相続、および婚姻後の居住の面で在来制度が柔軟に運用されている背景として、保有土地の狭小化が進行している事実がある。周辺の耕作可能な土地がすべて開墾し尽くされて新たな土地取得が困難になるにつれ、村民は母系に限らずあらゆるルートからの贈与、相続によって保有地を確保しようとする。そしていったん土地を取得した村民（とくに男性）は、結婚後も妻方の村に移住せずに村にとどまり続け、すでに取得している土地での耕作を継続する。さらに、結婚後も村にとどまっている男性のなかには、近隣の村から迎えた妻の保有地での耕作をおこなっているケース（4事例）もある。この4事例の場合、夫のみの土地保有面積の平均は0.90ヘクタールで村の世帯保有面積の平均とほぼ同じであるが、これに妻保有の土地を加えることでこの4世帯の平均保有面積は1.25ヘクタールとなり、夫の土地のみの場合より保有面積が39%増加している。カチャンバ村の村民は、母系制にもとづく相続制度や居住制度にとらわれない柔軟な土地取得の方策を採用することにより、不足する耕作地の問題に対処しているのである⁽⁴⁶⁾。

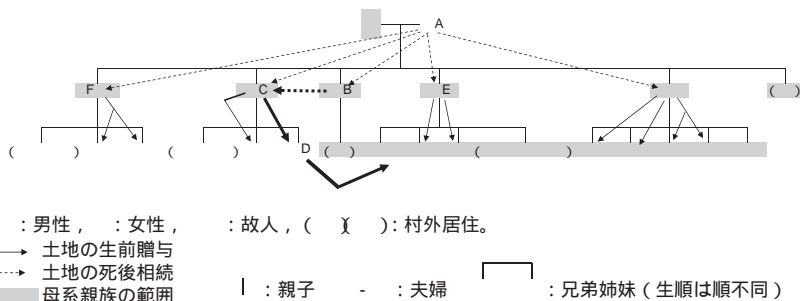
(2) ホ口村

ホ口村はムクンバ（Mkhumba）伝統領内に位置するロムウェ人の村である。ロムウェ人はもともと隣国のモザンビーク側に居住していたエスニックグループであるが、ポルトガルの支配を逃れて多くのロムウェ人が20世紀初頭にマラウイ側（当時は英領ニャサランド）に移住した。これらロムウェ人の一部はニャサランドに入植していた白人農場の労働者として吸収されたが、一部は未開墾地を切り拓いて自らの村を開村した。現在のホ口村の住人はこれら移住ロムウェ人の子孫である。調査時点のホ口村の住人は移住第1世代から数えて3世代目を中心となっている。人口の増加にともなって土地はすべて開墾し尽くされており、移住第1世代のように新規開墾によって新たに土地権利を取得することや、未利用地の配分を村長から受けることは不可能になっている。そのため現世代（標本世帯）の土地の取得方法は、近隣村で土地を購入した1事例を除き、すべてが親族からの贈与、相続によっていた。

なおホ口村内の土地が売却された例は過去15年間一度もない⁽⁴⁷⁾。

チェワ社会と同様に母系制をとるロムウェ社会では、土地は母系ラインを通じて移譲される。ただし個人が開墾または購買によって取得した土地はその本人の子に移譲することもできる。そのため開墾によって土地を取得した移住第1世代の男性の土地は、その子供たち(男女問わず)に分配されていることが多い。また土地の贈与、相続にあたっては、複数の親族に分割して譲渡されることがほとんどである。そのため第1世代の土地が第3世代までに13分割された図3-3の事例のように、世代が進むにつれて土地が細分化されてきた。このような土地の細分化は世帯の農業経営面積の狭小化につなが

図3-3 ホ口村のある親族集団の土地譲渡経路



(出所) 筆者調査(2004年8月~10月, 2005年5月~9月)データから作成。

(注) 本文中の事例3-2でとりあげた土地の移譲経路は太線で示した。

(土地細分化の事例) 1920年頃にモザンビーク側からニヤサランドに移住してきたA(故人)は、現在のホ口村に定住して未開墾地を新規開墾することにより土地権利を取得した。この人物は1960年頃死亡し、ホ口村で生まれ育った5人の子供(第2世代)がその土地を分割して相続した。その後この第2世代のうちの2人が死亡し、この2人の土地はその子供たち(第3世代)や兄弟が相続した。また生存している第2世代が保有する土地の一部も、すでにその子供たち(第3世代)に分割して贈与されている。このような土地の分割相続、贈与の結果、第1世代が取得した土地で耕作をおこなっている親族の数は調査時点で13人に達していた。

(母系親族が優先された事例) 第2世代のBがAから相続していた土地は、Bの死後いったん弟のCが相続し、2003年からはCの娘がこの土地で耕作をおこなっていた。しかし親族内の話し合いにより、2005/06年度からこの土地はEの子供が耕作することとなった。これは母系親族であるEの子供が、母系親族ではないCの子供よりも、土地配分の面で優先された例である(母系制のもとでは、父と子は異なる母系親族に属する)。この事例は、父から子への土地移譲という母系相続制度を逸脱した事例が珍しくない一方で、そのような事例は母系相続制度にもとづく基本原理からの「修正要求」を受ける場合があることを示している。

る。ホ口村の標本世帯の平均作付面積は0.58ヘクタールと調査村のなかでもっとも小さく、そのうち半数の世帯は0.5ヘクタール以下の狭小な土地で農業生産をおこなっている（表3-2）。このように作付面積が小さいのは、新規に取得できる村内の未利用地がすでになくなっており、また贈与、相続に際しての土地分割が進行しているためである。

ホ口村の標本世帯の土地取得源および取得方法をみると、カチャンバ村に共通する特徴がみいだせる。すなわち、(1)母系ラインを通じた土地の贈与、相続が大多数であるが、母系以外の贈与、相続が10例（贈与・相続事例全体の23%）あり、母系相続原理がすべてのケースに適用されているわけではない、(2)女性だけでなく男性も母系親族から土地を得ており、とくに母から土地を得ている例が10例（23%）と多い。前述のカチャンバ村と同様、土地不足を背景に村民は母系相続制度にとらわれない土地取得方法を採用することで、自らの土地を確保する方策を講じていると考えることができる。

このように母系相続原理にとらわれない土地の移譲が観察されても、それは必ずしも母系原理の弱体化を意味するのではない。逆に母系相続原理を厳格にあてはめることで、土地が親族外に分散することを防ごうとする動きもみられる。そのような動きは以下の2つの事例のように、父から子への土地移譲を許さないという形で現出している。母系制のもとでは父と子は異なる母系親族に属することから、父から子に土地権利が移譲されることは、父の母系親族が当該土地の権利を失うことを意味するからである。

事例3-1 父の土地を耕作していた人物の死後、土地が父の親族に取り返された例

ホ口村生まれのJT（女、34歳）の母（故人）は生前に耕作地をもっていた。この土地は母が母の父からあてがわれたものであり、母の父の親族に属する土地であった（母と母の父は異なる母系親族に属する）。そのため、母の死後にこの土地は母の父の親族によって取り返され、JTには相続されなかった。JTはいったん婚出して村外にいた後、2004年に離婚して5人の子供を連れてホ

口村に戻ってきたが、耕作する土地がない彼女は継母から与えられた狭小な土地（0.14ヘクタール）で細々と耕作をおこなっている。

事例3 - 2 男性の子供よりも母系親族が優先された例

図3 - 3に示したある親族集団の事例では、土地保有者の女性Bが死亡した際、Bの土地は同じ母系親族の弟（同母キョウダイ）のCが相続して耕作をおこなっていた。その後2003年にCはその土地を自分の娘Dに贈与して耕作をおこなわせていた。しかしこの贈与は親族内で問題となり、その後の話し合いにより、2005/06年度からこの土地は男性の姉Eの子供が耕作することとなった。この事例は母系親族の構成員（Eの子供）が母系親族ではない人物（Cの子供）よりも土地配分の面で優先された例である。

これら2つの事例に共通していることは、ある母系親族に属する男性は母系親族から土地を得て耕作をおこなう権利を有しているが、その男性が自分の子にその土地を譲渡することは許されないという、母系相続原理の厳格な適用である。母系制のもとでの父から子への土地移譲は、母系親族の土地を別の母系親族に譲渡することを意味する。したがって男性が生存している間は彼の子供が当該土地を使うことを黙認されていても、その男性または子供の死とともに土地はもとの母系親族に戻る（事例3 - 1）。あるいは男性の生存中でも、本来の権利者たる母系親族の要求があった場合は、その要求が優先される（事例3 - 2）。このように母系親族の一員としての男性には一定の土地権利が保証されるものの、男性の子供は母系親族でないことからその子供の土地権利は継続するとは限らない。したがって父から贈与された土地で耕作をおこなう人物の土地権利は、母系相続原理を根拠とした父の親族からの返還要求を受ける可能性が少なくない⁽⁴⁸⁾。

2. 父系制下の土地権利 ボンゴロロ村とムラワ村

カチャンバ村とホロ村の住民のように母系制をとるエスニックグループがマラウイ中・南部に多いのに対し、父系制をとるエスニックグループはマラウイ北部に多い。調査村のなかではボンゴロロ村の住民であるトゥンブーカ人と、ムラワ村の住民であるンゴニ人が父系制をとる代表的なエスニックグループである。以下では、この2カ村における土地制度の実態を明らかにする。

(1) ボンゴロロ村

ボンゴロロ村はチクラマイエンベ (Chikulamayembe) 伝統領に位置し、住民であるトゥンブーカ人は父系制をとっている。トゥンブーカ人は19世紀まで母系制を採用する人々であったが、19世紀後半に現南アフリカのナタール (Natal) から北上してきたンゴニ人 (Ngoni) に征服されて以降、父系であるンゴニ社会の影響により父系相続、夫方居住、結婚にあたっての妻方親族への婚資の納入などがおこなわれるようになり現在に至っている (Vail and White [1989: 153])。

ボンゴロロ村における標本世帯の総作付面積の平均は0.80ヘクタールで、調査村のなかではホロ村に次いで2番目に小さい。また標本世帯の75%は総作付面積が1ヘクタール以下であり、0.5ヘクタール以下の狭小な作付面積しかない世帯も27%ある。村内に保有者のいない未利用地はなく、村長から新たに土地の配分を受けることは不可能になっている。なお標本世帯のなかに村長からの土地配分により土地を取得したケースが2事例あったが、そのうちひとつは1949年にボンゴロロ村の当時の村長から配分されたもの、もうひとつは1987年に他村の村長から配分を受けたもので、いずれもかなり以前に配分を受けていた。調査時点では村長が新規に配分できるような余剰土地はなくなっており、したがって親族からの贈与、相続が村民の主な土地取得手

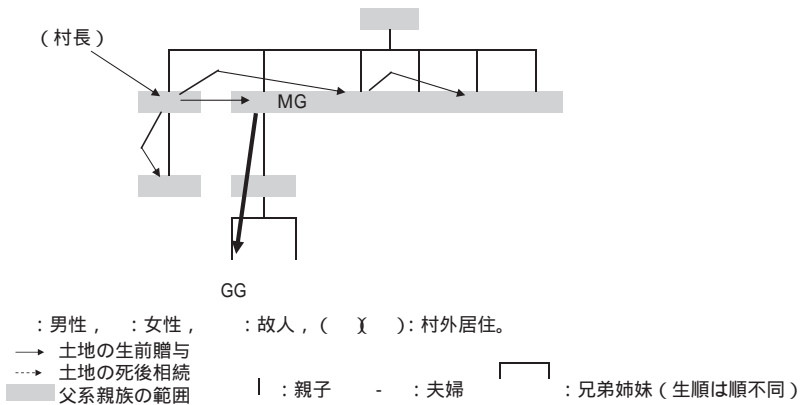
段となっている。なお村内では土地賃貸は許されていたが土地の売買は禁止されていた。

ボンゴロ口村の標本世帯における土地の取得源（村長からの配分を除く）をみると、父系親族からの贈与・相続の事例が77%と大半を占めており、ここでもやはり父系相続原理が基本的に踏襲されていることがわかる（表3-1）。父系親族以外から贈与、相続を受けているケースは7事例あり、そのうち6事例は女性である。女性の土地取得方法については第7章第2節で検討するとして、ここでは男性が父系親族以外から土地を取得した事例を以下で詳しくみてみたい。

事例3-3 父系親族以外からの土地贈与(1)

GG（男，25歳）は1999年に、父系親族ではない母方祖父のMGから土地の贈与を受けている。図3-4は、MGの父系親族の内部でどのように土地が移譲されているかを示したものである。一見して明らかなように、GGへの土地贈与を除いては、息子または同父兄弟といった男性父系親族のみに土地が

図3-4 ボンゴロ口村のある親族集団の土地譲渡経路(1)



(出所) 筆者調査(2004年8月～10月, 2005年5月～9月)データから作成。

(注) 本文中で取り上げた土地の移譲経路は太線で示した。

移譲されており、父系原理が踏襲されている。そのようななかにおいて、MGからGGへという本来なら異なる父系親族に属する人物間で土地贈与がおこなわれたのは、両者の間に以下のような特殊な関係があったからである。

GGの母はボンゴロロ村出身であるが、母の父（MG）の仕事の関係で郡都のムジンバ市で一時暮らしており、GGとその弟もムジンバ市で生まれた。しかし母はその後死亡したため、まだ年少だったGGとその弟は祖父であるMGが養育し、1990年になってMGがボンゴロロ村へ帰村することになった際にも2人を村に連れ帰って一緒に暮らしていた。その後GGはボンゴロロ村で成人し、1999年に結婚した際にMGから土地の贈与を受けて独立した農業経営を開始した。

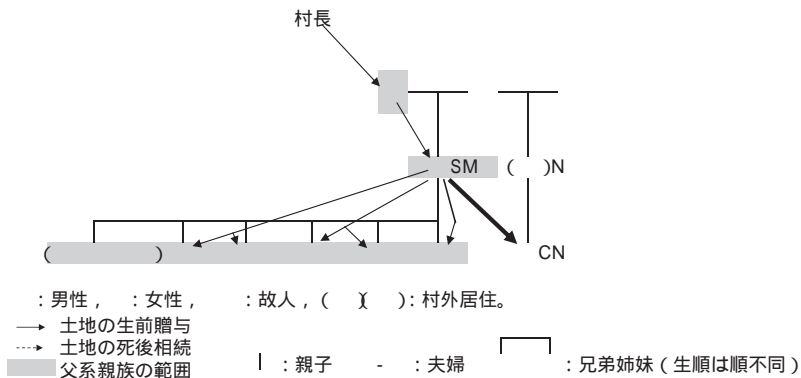
このようにGGとMGは父系親族同士ではないものの、養育を通じて両者は非常に緊密な関係にあった。実際GGは、MGの父系親族の家々に隣接した場所に家を構えており、あたかも彼らと親族同士であるかのように生活している。つまり「机上の」父系相続原則よりも、上記のような生活上の実態と養育関係を通じた両者の結びつきのほうが重要であり、その結果としてMGからGGへの土地贈与がおこなわれたと考えられるのである。

事例3 - 4 父系親族以外からの土地贈与⁽²⁾⁽⁴⁹⁾

図3 - 5は、ボンゴロロ村の別の父系親族における土地の移譲経路を示したものである。ほとんどの土地移譲は父から息子への贈与であり、これらは上記の事例と同じように父系相続原理に従ったものである。例外はSM（男、79歳）からCN（男、37歳）への土地贈与である。このケースには次のような事情があった。

SMの父親は親族のなかでボンゴロロ村にもっとも早く移住してきた人物であり、当時の村長から土地の配分を受けてSMにも土地を贈与した。しかしSMの父は早くに死亡したため、SMの母親はその後別の男性と再婚して子供Nをもうけた。SMが土地を贈与したCNはこのNの子供であり、CNはSMからみると異父兄弟の息子にあたる。CNはボンゴロロ村で生まれ育ち、また家も

図3 - 5 ボンゴロロ村のある親族集団の土地譲渡経路(2)



(出所) 筆者調査 (2004年8月～10月, 2005年5月～9月) データから作成。

(注) 本文中で取り上げた土地の移譲経路は太線で示した。

SMと隣同士である。このように両者がきわめて近い関係にあることから、同じ父系親族に属していないにもかかわらず土地の贈与がおこなわれたと考えられる。

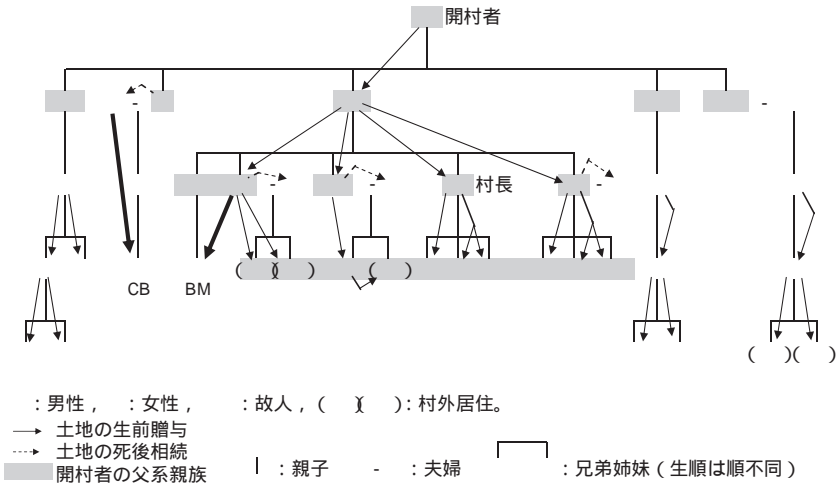
表3 - 1 および上記2つの事例から明らかなのは、ボンゴロロ村での土地移譲の大半は父系相続制度にもとづいておこなわれているものの、この制度は決して絶対的なものではなく、個々の住民の事情に応じた柔軟な土地の贈与もおこなわれていることである。

(2) ムラワ村

ムラワ村はムズクズク (Mzukuzuku) 伝統領に属し、村民のンゴニ人は父系制をとっている。ムラワ村を開村したのは現村長 (74歳) の父方祖父で、彼はムラワ村から約60キロメートル北の村から移住してきた。調査時のムラワ村の住民は、この開村者から数えて3～4代目の父系親族が中心となっている (図3 - 6)。

ムラワ村ではこれまで検討してきた3カ村と比べて土地に対する人口圧力

図3-6 ムラワ村の土地譲渡経路



(出所) 筆者調査(2004年8月~10月, 2005年5月~9月)データから作成。

(注) 本文中で取り上げた土地の移譲経路は太線で示した。

が相対的に低く、村内には未開墾の土地が一部に残っている。また標本世帯の平均総作付面積が1.18ヘクタールでホ口村の2倍あることから、同村における土地不足はそれほど深刻でないことがうかがえる。村内では土地賃貸および売買は許されていないが、無償で一時的(1年間など)に土地の貸借りをすることは許されており、標本世帯のなかでも2世帯が土地を無償で借りることで農業生産をおこなっていた。

表3-1からムラワ村の住民の土地取得源をみると、ボンゴロ口村と共通の特色が観察される。第1に、父系親族から土地を取得した人の割合が82%と高く、全体としては父系相続原理に沿った土地取得が大多数を占めている。第2に、村民の個別の事情に応じて、父系親族以外から土地を得た例も少数(2例)だが存在する。以下にこれら2例の具体的なケースを示す。

事例3-5 父系親族以外からの土地移譲(1)

BM(男, 40歳)の母はムラワ村出身だが、いったんザンビアにある村に婚

出しBMもザンビアで生まれた。その後BMがまだ幼少の頃、母は離婚してBMをつれてムラワ村に戻ってきた。その後BMが5歳の頃に母は死亡し、その後BMは母の兄(母方オジ)のもとで育った。BMはそのままムラワ村で成人し、結婚後の1992年に上記の母方オジから計0.64ヘクタールの土地を贈与された。父系制のンゴニ社会ではBMと母方オジは本来別の親族集団に属し、父系相続規範によればこのような土地贈与は通常おこなわれない。しかしBMが幼少の頃から母方オジに育てられたことから、実質的には親族の一員のように扱われ、このような土地贈与がおこなわれたと考えられる。

事例3 - 6 父系親族以外からの土地委譲⁽²⁾

CB(男,55歳)の母(ムラワ村生まれ)は結婚とともに他村に住んでいたが、夫の死亡後まもなく彼女はCBをお腹に孕んだままムラワ村に戻り、CBはムラワ村の母方の祖父のもとで生まれ育った。CBの母および母方祖父はその後死亡し、CBの母方祖母が亡き祖父の土地を管理していたが、CBが成人した際に母方祖母はその土地をCBに贈与した。母方祖母から土地を贈与されるというこの例は父系相続原理からは逸脱しているが、CBの父が死亡していること、ムラワ村でCBが生まれ育っていることなどから、上記(1)の事例と同じように父系相続原理にとられない柔軟な土地贈与がおこなわれたと考えられる。

ムラワ村の上記2事例は先に示したボンゴロロ村の2事例ときわめて似たケースであり、これら4事例には次のような共通した特徴がある。第1に、土地を与える側と受け取る側は父系親族同士ではないが、なんらかの事情できわめて親密な関係を長年続けており、「疑似親族」とでもいうべき状況にある。第2に、父系親族以外から土地を得た人物には、本来土地を与えるべき人物(父)が死亡あるいは日常生活上の接触がないなど、父から土地を取得できる可能性がない。このような事情がある場合には、父系相続原理を逸脱した土地の移譲も起こりうることを上記のボンゴロロ村とムラワ村の事例は

示している。

3. 母系と父系の混在 ムビラ村

ムビラ村はカオンバ (Kaomba) 伝統領に属する。ムビラ村の村長によると、未利用地が残っていた1990年代はじめ頃までは、外部からの移住者に対して無償で土地を配分することが可能であったが、調査時点ではそのような土地はほとんどなくなっている。村長から土地を配分された移住者は少額の謝礼を支払うこともあるが、土地権利に関する書類等は作成されない。

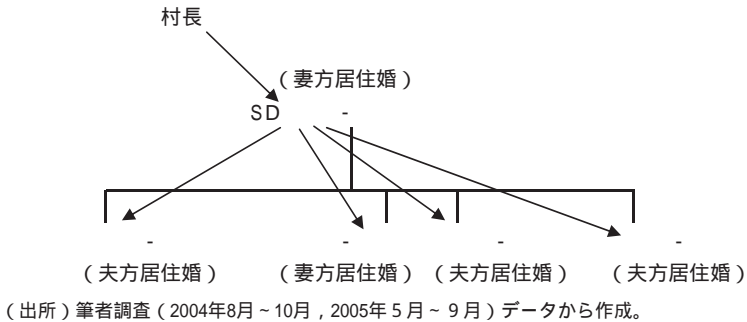
ムビラ村のもともとの居住者は母系制をとるチェワ人であり、調査時点でも世帯主がチェワ人である世帯が全体の72%と最も多かった。その一方で村外からの移住者およびその子孫も少なくなく、父系制をとるトゥンブーカ人やングニ人が世帯主である世帯も全体の20%を占めていた。ムビラ村は父系のエスニックグループが多いマラウイ北部から距離が近いことが、このようなエスニックグループ構成の背景にある。

ムビラ村の主要住民であるチェワ人は妻方居住婚をおこなうエスニックグループであるが、先に検討したカチャンバ村のチェワ人と同様に、結婚後の居住パターンは妻方居住婚と夫方居住婚の両方がみられる。事例3 - 7は同じ親族集団のメンバー内でも妻方居住婚と夫方居住婚の両方が混在しているケースである。

事例3 - 7 妻方居住・夫方居住の混在

SD (男, 64歳) はザンビア出身のチェワ人で、1983年にムビラ村出身の妻と結婚してこの村に居を構えた (妻方居住)。翌年2人は村長から未利用の土地を無償で配分され、畑を新規に開墾した。調査時、彼の成人して結婚した息子3人と娘1人は村に住んでおり、うち息子3人は妻がムビラ村に婚入した夫方居住婚、娘1人は夫が妻の村に来た妻方居住婚である。これら4人の子供は、それぞれSDから土地を贈与されて農業をしている。

事例3 - 7 妻方居住・夫方居住の混在



土地の贈与、相続の面でも母系相続制はそれほど踏襲されていない。表3 - 3は、ムビラ村の標本世帯のなかで土地を保有する Chew 人を取り上げ、その取得源を一覧にしたものである。この表から明らかなように、土地の移譲経路も父から子供(とくに息子)への土地移譲がもっとも多く、Chew 社会本来の母系相続で土地を取得したケースは決して多くない。居住制度だけでなく、土地移譲の面でも父系社会の影響が大きくなっているのがムビラ村の現状であるといえる。なお標本世帯のうち父系制をとるエスニックグループ

表3 - 3 ムビラ村の標本世帯における Chew 人土地保有者の土地取得源

種別	取得源	事例数
母系	母	2
	母方祖母	2
	同母キョウダイ	1
	母方オジ	1
	母系計	6
母系以外	父	10
	夫	2
	村長からの配分	3
	購買	2
	母系以外計	17

(出所) 筆者調査 (2004年8月～10月, 2005年5月～9月) データから作成。

の7世帯(ンゴニ人3世帯とトゥンブーカ人4世帯)の土地取得源は、父が4事例、村長からの配分が3事例であった。残る2世帯はロムウェ人の世帯で、いずれも村長からの配分によって土地を取得していた。

村長による無償の土地配布とは別に、村内では個人間の土地賃貸および売買がおこなわれており、標本世帯のなかでも購買、賃貸⁵⁰⁾により土地権利を取得した例がそれぞれ2事例あった。以下の事例は村外者によってムピラ村の土地が購買された事例である。

事例3 - 8 土地購入の事例

NK(男, 69歳, チェワ人)は、ムピラ村から30キロメートルほど離れた村で農業をしていたが、軍に勤めている息子がムピラ村の村民から土地を購入したのを機に、1998年に別の息子とともに村に移住してきた。土地購入価格は3万クワチャ⁵¹⁾で、村長の承認のもとに土地売買の書類を作成し、郡役所に届出をおこなった。購入した土地の面積は約7ヘクタールで、そのうち父が2.5ヘクタールでメイズ、落花生、大豆を、別の息子が2.1ヘクタールでタバコ、メイズ、落花生を生産しているが、まだ未開墾の土地が残っている。

土地は個人にではなく共同体全体に属する、という在来土地制度の基本原則からすると、上記の土地売買は明らかにこの原則を逸脱した土地取引である。しかし同様の土地売買事例はムピラ村だけでなく、カチャンバ村やホ口村でも観察された。そしてすべての事例において村長がそのような土地売買を承認していた。つまりこれらの土地売買は個人間で秘密裏におこなわれたのではなく、共同体の長であり当該土地の管理責任者である村長の「お墨付き」のもとにおこなわれたものである。ここにもまた、「理想型」としての在来土地制度と現実の土地取引との間の乖離がみられる。

4. 移住民と土地制度 ベロ村

ベロ村はムボンダ(Mponda)伝統領に属し、隣接するナンクンバ(Nankumba)伝統領との境界付近に位置する。ベロ村のもともとの居住者はヤオ人であるが、村の全世帯主のうち91%は他地域からの移住民であり、その多くは土地の取得を目的として1980年代後半以降に村に移住している(表3-4)。移住民の出身地は南部マラウイ各地に分散しているが、土地不足が深刻なゾンバ(Zomba)、ムランジェ(Mulanje)、チョロ(Thyolo)の各郡出身の世帯主が全世帯主の41%を占めている。

マラウイ中南部では耕作可能な土地がほとんど利用し尽くされている地域が多いが、ベロ村の周辺にはまだ未開墾の土地が多く残されており、耕作に利用可能な土地は豊富である。土地が豊富なベロ村の特徴は総作付面積の数値の大きさにも明確に現れており、世帯あたりの総作付面積の平均は1.76ヘクタールと調査村中でもっとも大きい⁽⁵²⁾。これは総作付面積の平均がもっとも少ないホロ村の3倍である(第2章 表2-5を参照)。ベロ村でこのように土地が豊富なのは、交通アクセスが劣悪であるために比較的近年まで居住者が少なかったためである。実際、1970年の航空写真にもとづいて政府が

表3-4 ベロ村への移住時期(世帯主)

移住時期	事例数	割合(%)
1985年以前	10	9
1986～1990年	27	23
1991～1995年	15	13
1996～2000年	22	19
2001年以降	26	23
不明	5	4
移住民世帯計	105	91
ベロ村出身	10	9
合計	115	100

(出所)筆者調査(2004年8月～10月,2005年5月～9月)データから作成。

作成した5万分の1地形図にベロ村は記載されておらず、現在ベロ村がある場所には当時ほとんど人が住んでいなかったと推定される。そうした未開墾地が多かったベロ村に他地域からの移住民が多く移り住むようになったのが1980年代後半以降であり(表3-4)、他の調査村のように世代進行と土地の分割相続がまだ進んでいないことが、世帯あたりの総作付面積が大きい原因である。

ベロ村に移住を希望する者はまず村長から移住の許可を得、その際に耕作のための土地の配分を受ける。与えられる土地の広さは移住者の家族構成などを考慮して決められ、土地の境界は現場において口頭で示される。土地配分に際して証拠書類が作成されることはなく、また移住者は地代を支払う必要がない。ただし謝礼として少額の現金やニワトリ、メイズなどが村長に贈られる場合がある。移住者に与えられた土地は子孫や親族に贈与、相続できるが、第三者への売却や賃貸は許されていない。また移住者とその親族全員がベロ村を去る場合、与えられた土地は村長に返還されなければならない。したがって移住者が得た土地権利は、移住者の親族が村内で耕作を続ける間のみ許された限定的なものであり、最終的な土地の権利はベロ村が属するムボンダ伝統領全体に帰属している。

他地域から近年に移住してきた住民が多いベロ村では、村内に親族がいない世帯も少なくない。このような世帯がなんらかの事情で村を一時的にしろ去らなければならなくなった場合は土地を村に返還する必要がある。下記の事例は、そのような返還を避けて土地権利を確保するために移住民が採用する方策のひとつである。

事例3-9 村を去る者が土地権利を保つための手段

1996年にベロ村に移住してきたOJ(男,28歳,ヤオ人)は、調査時に計1.2ヘクタールでタバコ、メイズ、落花生を生産していたが、まだ保有地上には未開墾地が残っており耕作地を拡大中であった。OJがベロ村に来たのは自らの意志ではなく、当時ベロ村に住んでいた母方オジに呼び寄せられたため

である。この母方オジは1990年にベロ村に移住し、村長から未開墾地の配分を受けて土地を開墾した。しかしその後オジは事情があって故郷に戻ることになり、かわりに甥のOJを呼び寄せてベロ村での農業を続けさせた。これは、移住民がベロ村を離れるとそこでの土地権利を失うが、親族への土地移譲は自由にできることから、ベロ村を離れる自分に代わって甥のOJを当該土地の上に住ませることで、土地権利を継続して確保しようとしたものである。

ベロ村で土地を取得した移住民の中には、上記のOJの例のように配分された土地の開墾を終えていない者も多く、村内には未開墾地が多く存在する。そしてそれぞれの村民の土地の境界は村長から口頭で示されたのみで必ずしも明確でない場合も多い。そのため隣接する土地を配分された他者が、意図的または意図せずに当該未開墾地を開墾することで、本来の保有者の土地権利が侵害される可能性もある。次に示す事例は、そのようなトラブルの実例である。

事例3 - 10 未開墾の保有地が他者によって開墾された例

LL（男、74歳）は首都リロングエ付近の大規模農場で労働者として働いていたが、ベロ村近辺に余剰土地があるとの噂を聞いて1988年にベロ村に移住してきた。村の移住民のなかでは比較的早期に移住してきた彼は広い土地を配分されており、彼自身が約1.8ヘクタールの畑を作っているほか、子供7人と親族6人が彼の土地内で耕作をしている。それでもまだ彼の土地内には未開墾の部分が多く残っている。

ところが2003年になって彼の土地内の未開墾部分で畑を作って住みだした人物が現れた。この人物は、ベロ村に隣接するナンクンバ伝統領の村長から当該部分の土地を得たと主張している。これは両伝統領の境界が明確でなく、かつその部分が未開墾のままであったため、隣接する2つの村の村長が同一未開墾地を別々の人物に配分したために発生したトラブルであった。この事件があってからLLは、子供たちに命じて自分の土地の未開墾の部分（とくに

隣村との境界側)にいくつか圃場を切り開いて、自分の土地権利を目にみえる形で示し、これ以上自分の土地が隣村の住民に侵略されないよう対策を講じた。

このように未開墾地の保有者が、他者の土地との境界付近を優先的に開墾して土地境界を明確にすることで将来のトラブルを回避しようとする行動は、上記以外の世帯でも観察された。つまり自らの労働投入による圃場完成という目にみえる成果を他者に示し、それによって自己の土地権利を確実にする方策をとっているのである。またペロ村のように土地が豊富で未開墾地が残っているような状況においては、土地を実際に利用し耕作しているという事実が、村民の土地権利を強化することにつながることも示している⁽⁵³⁾。

上記のような未開墾地をめぐるトラブルは土地が豊富なペロ村に特有の現象である。未開墾地がすでになく、各人の保有地の範囲が村民の間で明確に認知されている他の調査村では土地境界をめぐるトラブルは起こりにくい。逆にそこで起こりやすいトラブルは、ホロ村の事例でみたように、土地が狭小化するなかで限られた土地を誰が相続し耕作するかという点に関してである。

ただし現在は移住第1世代が多く土地も豊富なペロ村だが、今後世代が進行して土地の分割相続が進む可能性は高い。加えて新規開墾が進んで経営地の外延的拡大が不可能になるにつれ、他村と同様に土地稀少化のなかでどのように土地へのアクセスを確保するかが、ペロ村でも大きな問題になると予想される。

小括

以上のように、土地の取得とその確保のために農民が採用する方策は、それぞれの村における土地の稀少度や農民個人々人がおかれた状況に応じて多様

な様相をみせている。そこでみられる大きな特徴は、母系制および父系制を基礎とした土地の贈与・相続制度の運用が、厳格さと柔軟さの二面性をもっておこなわれていることである。調査村では、全体としては母系制および父系制の原理を踏襲した土地の贈与、相続が大半を占めており、在来土地制度は基本的に踏襲されている。しかしその一方で、在来土地制度を逸脱した贈与、相続の例も少なくない。そのようなケースでは、土地を贈与する者と贈与される者の親密な関係などの個別事情や、土地不足の進行といった村特有の状況を背景として、在来土地制度の柔軟な運用がおこなわれている。ただし土地不足がもっとも深刻なホ口村においては、そのような在来土地制度の柔軟な運用に対抗し、制度を厳格に運用することで親族保有の土地の縮小を防止しようとする動きがみられる。このホ口村の事例は、土地の稀少化が深刻になっている状況のもとでは、利用可能なあらゆる手段をもちいて土地権利を確保しようとする個人の戦略と、保有土地の縮小を食い止めようとする親族集団の意向が衝突する可能性があることを示している。上記事例はたまたま母系社会のホ口村で観察されたが、土地稀少化がさらに進行すればこのような事態は父系社会でも十分起こりうるであろう。現実の運用において在来土地制度は、変化する外的な状況に応じて有名無実化していく傾向を一方で内包しつつ、他方では同じ外的状況の変化が制度の厳格な運用を誘引してこれを強化するという傾向を同時に有しているのである。